

令和7年12月 1日

## 令和7年度 第1回 香芝市総合教育会議 会議録

### 1 開催日時

令和7年7月15日（火）午前9時00分から午前10時38分まで

### 2 場 所

香芝市役所3階第1会議室

### 3 出席者

#### (1) 構成員

三橋市長、小西教育長、田中委員、關野委員、中尾委員、青木委員

#### (2) 事務局

堀本副市長、井原教育部長、玉村教育部次長兼都市創造部次長、陀安教育部次長兼学校教育課長事務取扱、木原教育総務課長、松林学校教育課学校支援室長、松田生涯学習課長、佐竹子ども家庭部長、皆見保育幼稚園課長、仲市長公室長、吉川市長公室次長兼文書法制課長事務取扱、大西総合政策課長、高谷総合政策課主幹、藤本総合政策課主査

### 4 資 料

#### (1) 次第

#### (2) 構成員名簿

#### (3) 香芝市教育大綱（第三期）（案）関係資料

ア 香芝市教育大綱（第三期）（案）

イ 香芝市教育大綱（第二期）

ウ 第五次香芝市総合計画中期基本計画

#### (4) 香芝市いじめ防止基本方針（案）

### 5 議 事

#### (1) 香芝市教育大綱（第三期）の策定について

#### (2) 香芝市いじめ防止基本方針の改訂について

#### (3) その他

## 6 議事内容

### ○ 三橋市長

皆様、おはようございます。

本日は、令和7年度第1回香芝市総合教育会議を開催いたしましたところ、委員の皆様には、大変お忙しい中お集まりいただき、心より御礼申し上げます。

委員の皆様には改めて申し上げるまでもございませんけれども、「総合教育会議」とは、地方公共団体の長と教育委員会とが十分に協議し、地域が抱える教育の課題や、教育のあるべき姿を共有し、より一層市民の思いを反映した教育行政の推進を図ることを目的に設けられているものでございます。

さて、本日の議題の一つとしている香芝市教育大綱につきましては、令和5年5月に見直しを行っているところではございますが、教育行政においては、福祉や地域振興などの一般行政との密接な連携が必要とされている現下の状況におきまして、令和6年6月に私が市長に就任して以降、私の公約として掲げる五つの施策を軸として、教育、学術及び文化振興に関する施策の総合的な推進を図るため、また、令和7年3月に策定をいたしました第五次香芝市総合計画中期基本計画などを踏まえまして、この度、新たに策定するものでございます。

また、もう一つの議題としております香芝市いじめ防止基本方針につきましては、これまで、香芝市いじめ防止等のための基本的な方針として、平成26年4月に策定し、平成29年1月と令和3年10月に見直しをしてございますが、いじめ事象に係る私自身の、当事者の代理人としてや、他の地方公共団体において中立的な立場からの調査を担う第三者委員会の委員としての私自身の経験も踏まえまして、教育委員会との役割分担も意識をしながら、いじめ防止対策推進法を始めとして、文部科学省の「いじめの防止等のための基本的な方針」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等に基づき適切に対応することができるよう、標題を新たにした上で、改訂するものでございます。

以上のこと踏まえ、委員の皆様には、香芝市教育大綱（第三期）の策定と香芝市いじめ防止基本方針の改訂についてお知らせするとともに、本日は、事務局において作成したそれぞれの案を御確認いただき、御意見を頂戴したいと考えているところでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○ 事務局

ありがとうございます。それでは、まず、資料の確認をさせていただきたいと思います。

まず、お配りさせていただいているものは、次第、本会議の委員名簿、本日の議案の一つであります香芝市教育大綱（第三期）（案）、また、前記計画ですね、前記大綱ですね、第二期大綱、そして第五次香芝市総合計画中期基本計画、そして最後に二つ目の議題であります、香芝市いじめ防止基本方針（案）というものを御用意させていただいておりますが、お手元にございますでしょうか。

はい、ありがとうございます。

続きまして、第1回目ということでございますので、今回、構成員の御紹介をさせていただければと思います。

まず、三橋 和史香芝市長でございます。

続きまして、小西 友吉教育長でございます。

続きまして、關野 英明教育委員でございます。

続きまして、田中 貴治教育委員でございます。

続きまして、青木 恒夫教育委員でございます。

続きまして、中尾 茜教育委員でございます。

続きまして、事務局の御紹介をさせていただきたいと思います。

堀本 武史香芝市副市長でございます。

続きまして、井原 佳昭教育部長でございます。

続きまして、玉村 晃章教育部次長でございます。

同じく教育部次長でございます陀安 龍也でございます。

続きまして、木原 健次教育総務課長でございます。

続きまして、松林 和美学校教育課学校支援室長でございます。

続きまして、松田 陽介生涯学習課長でございます。

続きまして、佐竹 朋子子ども家庭部長でございます。

続きまして、皆見 優美子保育幼稚園課長でございます。

続きまして、仲 哲司市長公室長でございます。

続きまして、吉川 昌孝市長公室次長兼文書法制課長事務取扱でございます。

続きまして、高谷 一男総合政策課主幹でございます。

続きまして、藤本 利奈総合政策課主査でございます。

最後に私、総合政策課長大西 雄介でございます。よろしくお願ひいたします。

本題に入る前に、事務局より連絡事項がございます。会議録の作成と方法

等につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律につきまして、その作成と公表につきましては努力義務とされておるところでございます。香芝市総合教育会議のこれまでの協議によりまして、議事録につきましては事務局が作成し、市長と教育長が署名し、確定した後に、香芝市ホームページに公表することとされてございますので、よろしくお願ひいたします。

また、本会議の公開により、原則として公開するとされておりますので併せてよろしくお願ひいたします。事務局としては以上になりますので、以降の進行につきましては、三橋市長、よろしくお願ひいたします。

○ 三橋市長

それでは議事に入ります。

「議題1 香芝市教育大綱（第三期）の策定について」事務局の説明を求めるます。

○ 事務局

まず、香芝市教育大綱（第三期）（案）の内容に入らせていただく前に、今回の見直しの経緯について簡単に御説明をさせていただきます。

現行の、手元にお配りさせていただいております香芝市教育大綱（第二期）では、策定した日から4年間をもって改訂の区切りとする一方で、必要に応じて隨時見直すものとされてございます。

こちらはですね、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の逐条解説によりまして、大綱が対象とする期間につきましては、法律では定められてはおりませんが、地方公共団体の長の任期が4年であるということなどを踏まえまして、そのように設定しているものでございますが、冒頭の三橋市長の御挨拶にもありました理由等からですね、今回新たに策定し直すものでございます。

あくまで、今回お示します香芝市教育大綱（第三期）（案）につきましては、現状の事務局（案）として作成しておりますこと、併せて申し上げさせていただきたいと思います。これらを踏まえて、担当より（案）について御説明をさせていただきます。

それでは、よろしくお願ひいたします。本日お配りしております香芝市教育大綱（第三期）（案）こちらを基に説明をさせていただきますが、一緒にお配りさせていただいております現行第二期と香芝市総合計画中期基本計画のどちらも参考に御覧いただければと思います。説明は第三期を中心に御

説明させていただきます。

それでは1ページ目から御説明をさせていただきたいと思います。まず、「1 大綱の制定の趣旨」でございます。大綱の制定の趣旨でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項におきまして、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参照し、地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとされ、同じく地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第2項では、これを変更しようとするときは、あらかじめ総合教育会議において協議することとされております。先ほどの市長の御挨拶と事務局の御説明と一部重複しておりますが、今回の現行の第二期からですね、令和5年の5月に策定しておりますけれども、令和6年6月に現市長が就任されたこと、令和7年3月に中期基本計画が新たに策定されたことを踏まえ、この度、香芝市教育大綱（第三期）（案）をお示しさせていただき御協議をお願いするものでございます。

続きまして、第2の「大綱の位置付け」でございます。

香芝市では、令和2年度に、令和14年度を目標年度とする第五次香芝市総合計画を策定しました。そこでは、令和3年度から6年度までを前期基本計画とし、七つの政策とそこに位置付けた各施策において、それぞれ「目指す姿」などを示しておりました。令和7年3月に前期基本計画の終期に伴い、前期基本計画を踏襲しつつ、本市の更なる発展に向けた新たな指針として令和7年度から令和10年度までの中期基本計画を新たに策定しました。その中で、教育については、「未来を創造する子どもたちのために。（子育て・教育）」、「誰もが等しく、生涯輝き続けるために。（人権・協働・文化）」の二つの政策が示されています。

このことから、香芝市教育大綱（第三期）は、第五次香芝市総合計画との整合を図りながら、その中で目指す教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として策定し、本市の教育振興に関する方針を定めております。

なお、現行には、第三次香芝市生涯学習推進基本計画との整合も図る旨の記載がありますが、ほかにも香芝市こども計画など同様に整合を図る必要がある計画があること、列挙した計画が第五次香芝市総合計画との整合を図った上で作成していることから、上位計画となる第五次香芝市総合計画のみを記載することに今回変更しています。

続きまして第3「基本理念」でございます。現行の教育大綱にあります

“「学びあい」・「育ちあい」・「響きあう」夢を育む街かしば”を「学び合い 育ち合い 生涯輝き続ける人づくり」と変更させていただきました。

これは、現行の香芝市教育大綱（第二期）の基本理念を引き継ぎつつ、第五次香芝市総合計画との整合を図り、子どもからお年寄りまで全ての世代において教育環境等の充実を図り、生涯輝き続けられる人づくりをイメージし、基本理念とさせていただきました。

続きまして第4「本市の教育目標」でございます。現行の香芝市教育大綱（第二期）では、目標と併せて具体的な事項も記載していましたが、香芝市教育大綱（第三期）は、教育目標を大枠部分と詳細部分に分けて記載しております。まず、大枠となる教育目標については、第五次総合計画中期基本計画に合わせるため、一部表現等は変えておりますが、現行の香芝市教育大綱（第二期）を基本的にそのまま引き継いでおります。後ほど御説明させていただきますが、今回の大綱は、第五次香芝市総合計画との関連性を重視した構成とし、かつ、三橋市長の公約である五つの政策を軸とした事業で関連するものを引用しております。

それでは次ページのほうに移りまして、第5「本市の教育目標の詳細」のほうに移らせていただきます。先ほど申しましたとおり構成につきましては、第五次香芝市総合計画の基本計画の施策体系として示された七つの政策のうち、教育に関する『政策1 未来を創造する 子どもたちのために。（子育て・教育）』と『政策3 誰もが等しく、生涯輝き続けるために。（人権・協働・文化）』を2本柱として、四つの大項目を設定し、それに関する取組を教育目標と関連付けたところでございます。

なお、施策の体系につきましては、こちら中期基本計画総合計画の23ページに、本市の七つの計画が記載されておりますので参考に御一緒に御覧いただければと思います。

まず、2ページ目にあります、『未来を創造する 子どもたちのために。（子育て・教育）』を柱の一つ目として、「1 子育て・就学前教育」、「2 学校教育」の二つの大項目を位置付けております。

また、6ページに移りますが、6ページを御覧ください。中段のところにあります『誰もが等しく、生涯輝き続けるために。（人権・協働・文化）』では、「3 人権教育」に続きまして、次のページの7ページの上段辺りに「4 生涯学習・社会教育」の二つの大項目を位置付けております。

その上で、四つの大項目それぞれには、総合計画で示されている関連した「施策」を括弧書きの、例えば数字“(1)”などで中項目として配置して

おります。次に、片仮名表記の“ア”で小項目として配置しておりますのは、基本的には総合計画における各施策で示された「主な取組」を整理した上で、一部加筆修正等をしています。最後に、括弧書きの片仮名表記の“(ア)”等につきましては、細項目として配置しております。こちらは、小項目の具体的な取組等を記載したものでございます。

基本的には、現行の香芝市教育大綱で示される内容との大きな変更点といったしましては、括弧書きの片仮名表記“(ア)”等がですね、細項目として配置している内容を、より詳細かつ具体的に表記しておりますが、大綱の位置付け等で御説明したとおり、基本的には現行を継承しつつ、第五次総合計画中期基本計画及び三橋市長の公約等を基に見直しとともに、新たな項目を加えております。

香芝市教育大綱（第三期）（案）に関する説明は、以上でございます。

それぞれの内容に関しましては、御一読の上、御意見をいただければと考えております。以上、よろしくお願ひいたします。

○ 三橋市長

はい、ありがとうございました。ただ今の説明を受けまして、各委員の御意見を伺いたいと思います。香芝市教育大綱（第三期）（案）について御意見がありましたら、挙手をお願いします。

○ 中尾委員

拝見させていただいて、本当に子どもの誕生した時から、多くの支援を細やかに記載してくださっているということで、広範にわたって行政の意識が強まっているなということをすごく実感しています。ただ、必要不可欠の支援から、こういうのがあったらいいなという理想的な形の支援まで、本当に幅広く列挙されているので、財源状況であったりとか、どういう優先順位で進めていくのかというところが、ちょっと分かり、伝わりづらいかなというところが気になっております。なので、今後の見通し、どういう順位でどれくらい実現可能なのかというところを詳しく聞かせていただけたらと思うところが一つと、あと、現行の取組内でも、すごく進めているものってたくさんあると思うんですけども、情報の発信がちょっと行き届いてなくて、情報がなかなか追いついていなかったりとか多いかなと思いますので、情報発信の工夫であったりとか、多くの方に活用してもらいやすいように仕組み作りっていうのも必要なことじゃないかなと感じております。

○ 三橋市長

はい、これに対して事務局から回答をお願いします。

○ 事務局

はい。御意見ありがとうございます。まず、第三期（案）の策定に当たつてですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の逐条解説を参考に、本市の目標や方針を具体的に今回記載させていただいたところでございます。

まず、御質問がありました、財源状況や着手の優先順位については、あくまで大綱は目標と方針を記載するものでありますので、いずれも本市として重要な取組として位置付けているものでございます。

しかしながらですね、施策を推進するに当たっては、中尾委員がおっしゃるとおり財源がなくては実施できない事業もありますので、例えば、学校施設等の改築や改修また環境整備等につきましては、国等の補助金がなければ、実際は難しいところであり、この点に関しては、限られた財源の中で、施設の築年数や、施設の改修履歴等の個別の状況に併せて検討した上で優先順位を定めていくべきと考えております。

いずれにしても、今回の大綱の位置付けとしては、具体的な施設の検討に係る優先順位等の記載までは控えておるところでございます。

最後に情報発信等の取組については、本市のホームページを始め、SNS等を活用するとともに、教育委員会と協議しながら、その他の周知方法等については、今後も検討してまいりたいと考えておりますので、御意見をいただいて、ありがとうございました。

○ 三橋市長

中尾委員のおっしゃる情報発信とは具体的にどういった内容の情報発信を想定されていますか。

○ 中尾委員

そうですね、今だったら生涯学習課のほうが進められているアカデミーであったりとか、ほかにも子育てで活用できる制度がたくさん、私も、詳しくちゃんと把握できていないんですけども、そこの活用できる制度自体が知らないなあっていうお母様方がたくさんいらっしゃると思うので、市のホームページって、なかなかお母様方ってどのくらい閲覧しにいくのかなっていうのが、私は不慣れなところです。最近はSNSの発信とともに積極的にしてくださっていて、LINEを経由してイベントの発信があったりとか、こうい

った取組があるよってことを教えてくださるようになって身近に感じるんですけども、やっぱり、このページを見に行けばいいっていうのは分かっていても、なかなかそこに手が届かない忙しい子育て世代の方もそうなんですけれども、その辺りを、もう少し身近なところになつてもらえたなら良いかなって思います。

○ 三橋市長

はい、ありがとうございます。大綱について、どこまで記載するかっていうのはともかくとして、また、委員のおっしゃるように、私も同じ問題意識は持っていますし、このページを見ると、子育て支援の施策一覧が分かる、あるいは、生涯学習も含めて教育活動が分かるというような、資料であったり、ページであったりっていうのが、なかなか実際の対象とする方に行き届いていない現状があると思っています。そういう中で、すぐできるものについてはですね、委員も御指摘のようにSNS、LINEを含めて取組をですね、強化して、だいぶ充実してきたというふうにも思ってございますが、もう少しまとまつたページと言いますと、ホームページの改修とですね、市民だよりの、市民だよりも少しリニューアルいたしましたが、まだまだ工夫が必要なところもございますので、ただ、そこにつきましてはなかなか時間を要しているところでございます。ホームページのリニューアルについて何か仲市長公室長から報告することはありますか。

○ 仲市長公室長

はい。ホームページのリニューアルにつきましては、委員御指摘のとおり、やはり「つながりづらい」、「見にくい」というような御指摘もいただいているところでございまして、ホームページの最初の画面を見たときに、どこをクリックする、どこを押せばその情報につながりやすいのかというところも含めて、見やすさといったところを改修するために、取り組んでいるところでございます。劇的に見栄えが良くなるっていうのは、ホームページそもそものシステムを改修、入れ替えていかないと難しいところがございますので、今できる範囲で可能な限り、改修を想定しているところでございます。

○ 三橋市長

ホームページの改修については、現行の契約がございまして、私からもすぐに更新をしたいということで指示を出しているんですが、なかなか縛られるところもございますので、できるところから始めるとともに、次の大き

な改修においては、委員のおっしゃるような観点も踏まえまして、教育のみならずですね、市政全般について、より良い情報発信につながるようにしてまいりたいというふうに考えてございます。

はい、ほかに御質問はございますでしょうか。

○ 青木委員

私もちろん、地域に住んでおりますので、地域の立場からお話をさせていただきたいと思います。5ページの学校教育の中にですね、「家庭・地域・学校の連携」っていうところについて、少しだけ話をさして、御質問したいと思います。地域に住む者にとっては、本当に生まれたときから亡くなるまで、昔でいう社会福祉の観点から言うと「ゆりかごから墓場まで」というような言葉がありましたけれども、地域に住む者にとっては、正にそういったことで地域といろいろな関わりを持っていくわけでございます。ここでは、学校と地域の連携っていう主に話を進めるわけでございますが、わずか5行ほどの文章中に、本当に理想の形が書かれていると思います。ただ、今、地域は非常にいろんなコミュニティが消滅してきております。名ばかりのコミュニティというように言われております。私たちが子どもの時には、もっといろんなコミュニティが存在しておりました。例えば「子ども会」、「青年隊」、「老人会」、それから「自治会」皆、形は残っていても、人間関係は非常に薄いものになってきております。その中で、学校を核としたコミュニティ作りっていうのが、本市では約12年前に発足いたしまして、そこからどの小中学校でも運営協議会等が設置され、かなりコミュニティ作りに力を入れておられます。ところがですね、また、放課後の子どもたちの居場所作りなんかも、非常に力を注いでおられます。これも本当に理想の形やと思います。ただ、働きながら子育てをする、また定年延長、そして70歳を超えてまだ働いておられる方、もちろん働いていただいていることは結構なことなんですねけれども、こういった方がたくさんおられて、学校ボランティアや一般のボランティアなんかも、活動に非常に人材が不足している、特にリーダーとなっていただく人材が不足しております。その確保をするためにどういうふうにしていたら良いのだろう。それから今、学校と一口に言いましたが、小学校中学校だけではなしに地域と連携をするのは、幼稚園や保育所もそうですし、また、先ほど私「ゆりかごから墓場まで」言いましたが、お年寄り、まあ私たちも含めてですね、年配の者たちの居場所作り、そういったこともありますね、生涯学習の観点から、非常に大切にされております。ところがその、今言いました、人材の、いやリーダー不足、これは今非常に問題になっております。この大きな課題の対応についてどのようにお

考え方、伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

○ 三橋市長

はい。まず一旦、事務局から回答お願ひします。

○ 事務局

はい、御意見ありがとうございます。

まず、人材確保に関しましては、香芝市だけでなく全国的な問題であり、本市としても対策が必要と考えております。学校ボランティアを一つの例に挙げますと、学校・地域パートナーシップ事業というのがございまして、地域学校協働活動推進員の活動経費等に係る国等の財政支援がありますので、引き続きこれらを活用して家庭、地域及び学校の連携を図るとともに、本市独自の取組を教育委員会や学校と共に検討していきたいとは考えております。

また、記載の都合上、御指摘いただいた幼稚園、学童保育等につきましてはイの環境の整備のほうで記載しておりますので、その点も考慮した上で、教育大綱を定めていきたいと考えています。その点も御説明させていただきたいと思います。以上でございます。

○ 三橋市長

はい、ありがとうございました。

生涯学習の観点から言うと、様々な世代の方が含まれているというふうに思っています。学校だけですとね、まあ幼稚園も学校ですけれども、幼稚園、小学校、中学校と、また高等学校もございます。まあ生涯学習も含めますと、青木委員がおっしゃったように、正に「ゆりかごから墓場まで」という言葉があるようですね、福祉の観点からも重要になってくると思いません。本市でいいますと、生涯学習でも主に高齢者の方々向けにですね、取り組んでいる施策もございますけれども、どちらかというと福祉の観点からですね、取り組んでいる分野も多いのではないかというふうに思います。本日は健康福祉部が出席しておりませんけれども、その辺りも含めてですね、ほかの施策との兼ね合いも含めた中で、大綱の記載をどうしていくか、大綱の記載はある程度抽象的にならざるを得ないかなというふうに思ってございますけれども、大綱を定めて、それを具体的にどのようにしていくのかという中において、また教育委員の皆さんと総合教育のほうですね、具体的な事業として落とし込んでいくという段階も必要になってくると思いますので、よろしくお願ひします。

ほかに御意見ございますでしょうか。關野委員、何かございますか。

○ 關野委員

とにかく、今の「ゆりかごから墓場まで」ということで、ある程度考えていただければと思います。何て言うのですかね、一人の人がとにかく輝く場所、私が大事だと思うのは、どのタイミングであっても、その人が学びたいという気持ちがあれば、学ぶ場所を設定できたらいいんじゃないかなと思います。今、中学校から出て高校に入って、高校を途中退学する子がいてるんですよ。で、その子にとってやっぱり勉強が必要なんですよ。だから、どこで学ぼうか、学び直しって言うんですかね、その子らにも声を掛けてやる、そして、何でしょうね、安定して学ぶ喜びを味わい、互いに助け合う、そういうようなことが必要になるかと、そういうふうに思います。

○ 三橋市長

ありがとうございます。

青木委員も關野委員もおっしゃったことなんですねけれども、「学ぶときの居場所作り」の観点から言いますと、私も問題意識は持ってございまして、予備校みたいな形で、何かを事業として実施をするというのは、なかなか難しいところはございますけれども、せめてですね、施設を整備するというような観点から、先日、ふたかみ文化センターの3階に自習室を設けさせていただきまして、これは、やはり、小学生、中学生また高校生の皆さんと、また保護者から、市長部局のほうにもかなり頻繁に陳情というか、御要望が寄せられていたものでございまして、先週、先週というか、一昨昨日に開設したばかりですけれども、かなり利用もあるというふうに聞いております。そういう状況も受けて、先日なんかは、ある中学校の校長先生と意見交換をさせていただく中で、中学校にもですね、放課後の居場所作りの意味で部活動だけではなくて、図書室であったり、そこに自習するような環境作り、学ぶことができるような環境の整備というのはできないのかというような意見を私からさせていただきました。しかしながらですね、中学校においては、なかなか教員を張り付けるということが必要だという御見解で、「そこの体制が整っていない以上、なかなかそこの施設整備をする効果というのは薄いのではないか。」というような御意見をいただいたところで、その辺りは、教育委員の皆さんとまた意見交換をさせていただきながらですね、やはり居場所作りを、居場所を求められている方々っていうのは非常に多くて、現役の小中高校生だけでなく、学び直しと今、關野委員はおっしゃいましたけど、そういう方々も求められていると思いますけど、本市ではそういう

た施設が現状において、やはり乏しいところがありますので、今度ですね、複合施設整備もありまして、モナミホールの跡となるようですね、施設の整備も考えてございますので、こちらにつきましても、居場所作り、いろんな世代の方を含めですね、また考えていきたいなというふうに思ってございます。ありがとうございます。

ほかに、田中委員、何か御意見はございますか。

○ 田中委員

教育大綱を読ませていただきました。簡潔にですね、うまくまとめられていると思います。ただですね、私ちょっと、一つ懸念するのが、2ページの特に一番下の行、「コ」、「(コ)」ですね、「新入生の標準服購入費相当額を給付することにより、経済的な支援を実施する。」これ市長公約にある部分です。通学するに当たって支援をする、保育するに当たって支援をする、そのこと自体は何ら問題がないものかなと思います。ただ、大綱の中で市長公約をこういう形で載せてしまうというのはいかがなものかなと。もっと違う表現で記載すべきではないのかなど。その部分だけが、唯一懸念する部分です。

○ 三橋市長

はい、ありがとうございます。

公約としてやっている以上ですね、それを市政に反映するというのは当然のことございまして、行政文書に記載していくというのは当然の流れかなというふうに考えてございます。他に、その観点以外に何か問題点はございますか。この（コ）に関して。

○ 田中委員

先ほど言いましたように、なかなか完結にまとめられていますし、特に具体的に何かということはありません。

○ 三橋市長

よろしいですか。標準服の購入費相当額を支援していくこと自体について問題意識はお有りということですか。

○ 田中委員

ああ、そうですね。はい。

○ 三橋市長

分かりました。はい。あまりですね、教育の内容ですので、政治色については、なるべく控えていかないといけないというように思ってございますけれども、特にそれによって、特にこの部分に関してはですね、別に市長がどうなろうが、誰がなろうが、私としては続けていくことによって、子育て支援につながるというふうに考えてもございますので、これは入れさせていただくほうが望ましいのではないかと考えてございます。教育長、何か御意見ございますか。

○ 小西教育長

第二期と比べまして、詳しく、丁寧に記載されているな、発信されているなということ、それから、そのことで言うと第二期では目標を示す限りであったものが、第三期では「施設の充実」であるとか、整備をするとか、そういう辺りでしっかりと書いていただいているなあということを感じました。それから今、標準服の無償化ということで出ましたけれども、標準服の無償化、ラーニングは市長のスタイルとして入れられていることであるかなと思っています。

○ 三橋市長

ありがとうございます。

補助に関わるものについては、市長の権限だというところでございますけれども、ただ、市長の決定だけでは、やはりできないわけです。当然、標準服の運用においても、教育の部局において協議が必要でもございますので、そういう垣根を越えての事業でございますので、あえて総合教育会議に諮らせていただく必要がある教育大綱への記載については、特に問題はないかと私は思ってございます。また、委員の御意見を承りまして事務局のほうで検討するようにいたします。

教育大綱につきましては、事務局で教育部局と擦り合わせた上で、上がってきたているものだと思いますけれども、まあ、ある程度具体性も持って、一方で大綱という範囲を逸脱せず、具体的過ぎずに、いいものがまとまっているかなと思う一方で、まだ少し、箇条書きが列挙されているだけのようにも見受けられます。まあその辺りにつきましては、また本日1回だけではなくて、そこを受けまして、そこをもう少し肉付けをするところが必要な部分については、記載する必要があるのではないかと思ってございますので、また引き続きですね、この総合教育会議の間におきましても、委員の皆さんにも御検討いただけたら良いのかなというところで思ってございます。

各委員から御意見も出そろったと思いますので、今回いただきました御意見を踏まえまして、香芝市教育大綱（案）を見直すとともにですね、令和7年8月には、また最終案を事務局からお示しをして、再度御確認をいただきたいと考えてございます。よろしいでしょうか。はい。

続きまして、「議題2 香芝市いじめ防止基本方針の改訂について」事務局の説明を求めます。

#### ○ 事務局

それでは、議題のほう進めさせていただきたいと思います。こちらにつきましては、ページが30ページ程度になってございますので、できる限り、お時間もありますことから、できるだけ完結に20分から25分程度で御説明をさせていただきたいと思います。

香芝市いじめ防止基本方針でございますが、冒頭の三橋市長の御挨拶にもありましたとおりですね、今回の改訂に当たりましては、いじめ事象に対して教職員、学校及び本市が取るべき対応の内容をできる限りですね、具体的に明記し、内容を新たにしたものでございます。したがって、これまでの「いじめ防止等のための基本的な方針」というタイトルから「香芝市いじめ防止基本方針」に改めさせていただいた上で、（案）としてまとめさせていただいているものでございます。

これらを踏まえまして、担当より（案）について御説明いたします。

それでは、「香芝市いじめ防止基本方針（案）」につきまして、御説明させていただきます。こちらの香芝市いじめ防止基本方針（案）を使いまして御説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

では、まず1ページ目を御覧ください。

1ページ目、「はじめに」では、香芝市いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、香芝市において平成26年4月に策定されまして、平成29年度及び令和3年度に2回改訂を行いました。その間、国におきましては、「いじめ防止等のための基本的な方針」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」などが改正されまして、社会的にも数多くの事例が蓄積されて、いじめそのものについての分析が進んできただけでなく、いじめの防止等のための学校やその設置者による対応に関して留意すべき事項などについても整理されてきたということで、今回の改訂

では、より具体的な対応について記載することで、現場のいじめに携わる方々が、この方針を基に適切に対応できることを目的とし、前基本方針から大幅に内容を変更したことを踏まえまして、皆様に御協議をお願いするものでございます。

2ページ目を御確認ください。

「第1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方 1 いじめに関する基本理念」について、こちらにつきましては、いじめは、いじめの当事者間の問題のみではなく、全ての児童生徒に対する問題でございまして、学校だけでなく、本市や教育委員会、地域が連携していじめの問題を克服することを目指して行わなければならないものであるというふうにしております。

また、「2 本市におけるいじめの認知件数及び重大事態の認定件数の状況」は、本方針（案）で新たに追記したものでございます。香芝市立小中学校のいじめ認定件数及びいじめ重大事態認定件数につきまして、国と本市とを比較した際に、1,000人当たりのいじめ認知件数が、国の2倍以上となっておりまして、いじめの認知を積極的にしていること、また、いじめの重大事態に関する児童生徒1,000人当たりの認定件数は国と同等となっておりますという内容について記載させていただいております。

次に、3ページ目を御確認ください。「3 いじめの定義 (1) いじめ防止対策推進法の規定」につきまして、いじめ防止対策推進法上のいじめの定義を確認いたしまして、いじめの定義上の重要な要素として、一つ目としては、心理的又は物理的な影響を与える行為であること、二つ目はその行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じていることの2点であるというふうに整理させていただいております。

同じく3ページ目でございますが、「(2) 定義の分析」では、法律内の用語についての解釈を記載しております、現行の方針で記載している「一定の人間関係」及び「物理的な影響」に加えまして、「心身の苦痛を感じているもの」につきましても新たに定義しています。

次に4ページを御確認ください。「(3) 法におけるいじめの定義と実際の教職員の認識との乖離」につきましては、本方針（案）に新たに記載したものでございまして、いじめの初期の段階であったとしても、学校又はその設置者はいじめとして認定して、組織として対応していくことが重要ではございますが、教職員の中には、経験不足ですか、知識不足がございまして、

法の定義を逸脱して「このような事案までいじめと数えたら一体何件まで膨れ上がるのか」などの独自の概念によりまして、いじめの該当性の判断をしないように留意してくださいという内容について記載しております。

続きまして、「(4) 本市が講ずるべき措置」では、いじめに該当する事案は学校生活を送る上で不可避的に発生すると考えられていることから、厚生労働省は、いじめの認定件数が少ない学校をいじめの少ない素晴らしい学校と捉えるのではなく、教職員の目が行き届いていない学校であると捉えて、いじめの認定件数が多い学校を教職員の目が行き届いている学校であると評価する視点を示しております。そのため、教職員の方々には、いじめの該当性の判断を身に付けることができる措置を行うとともに、本市のいじめに係る取組を広報するべきとしております。

5ページ目を御確認ください。「4 いじめの該当性の判断 (1)実体的要件」では、本方針で新たに追記した部分でございまして、先ほど申し上げました「3(1)いじめ防止対策推進法の規定」でいじめの定義の重要な要素として一つ目に心理的又は物理的な影響を与える行為であること、二つ目にその行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じていることの2点であることを踏まえまして、注意点を具体的に挙げております。

6ページ目を御確認ください。「(2)いじめの具体的な態様の一例」につきましては、いじめの具体的な代表例を挙げまして、「(3)判断主体」におきまして、いじめの該当性の判断は特定の職員が行うものではなく、学校の場合は「いじめ防止対策校内委員会」で、教育委員会が調査する場合は、教育委員会事務局が行うと定義付けしております。

同じく6ページ、「5 いじめの理解」では、いじめの拡大には、加害者だけではなく、心理的同調者である「観衆」や、黙示的にいじめの容認又は了承する「傍観者」がありますが、それらの生徒を「仲介者」に変えて、集団的にいじめを許容しない認識を持つことが必要というふうにしております。

このように、前段でいじめの法的定義や注意点、いじめの該当性などについて詳細に説明いたしまして、いじめ防止に取り組む教職員を始めとする皆様に、御理解いただいた上で対応していただけるようにしたことが、現行の基本方針との大きな変更点であるというふうに考えております。

続きまして7ページ「第2 いじめの防止等のための対策の内容 6 いじめの未然防止」につきまして、これ以降については、いじめ防止やいじ

めが発生した際の取組について、誰がいつ、何をするのか、ということを、現行の基本方針よりもより具体的に記載しているところでございます。

いじめの未然防止におきましては、学校のいじめ防止に関する取組のほか、市長部局及び教育委員会が、いじめの対応を所管する職員や関係職員に対して、理解を深める研修を行うことについても追記しております。

8ページ目を御覧ください。「いじめの早期発見」につきまして、いじめを早期発見するための取組について記載しており、普段から教職員が気をつけておく内容ですとか、いじめの被害を受けたことなどの申告があった場合は、客観的事実を確認すること、関連する証拠を保全することなどを記載しております。

また、教育委員会では、いじめの早期発見を目的とするアンケートを実施すること、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置などについても明記しているところでございます。

続きまして10ページ目、「8 いじめに対する適切かつ迅速な対応」を御覧ください。

「(1) 学校における対応」では、いじめに関する申出があった場合の学校の対応につきまして、具体的な時間も含め、いつまでに何をするかということを記載しております。

11ページ目を御確認ください。「(2) 教育委員会及び教育委員会事務局における対応」では、教育委員会が取るべき具体的な内容を確認するもので、弁護士の助言を求めることができる旨を新たに追加させていただいているところでございます。

12ページ目を御確認ください。「(3) 調査の方法」では、簡易な調査と詳細な調査の実施方法及び指導の方法について具体的な手法を挙げております。簡易な調査は、いじめの該当性を判断するため、いじめを受けた疑いのある児童生徒等から申出等を受けた際に、教職員が複数名で被害児童生徒及び目撃した児童生徒に聴取することとしておりまして、オープンクエスチョンで聴取することとしております。

詳細な調査は、いじめの認知後に、いじめに関与する児童生徒に対して行うものでありますて、確認したいいじめの行為の内容を具体的に児童生徒に説明した上で聴取するものとしております。

また、聴取方法は、直接確認のみではなく、アンケート調査で実施するともでき、可能な限り網羅的に行うものとしております。

13ページ目を御確認ください。「(4) 指導の方法」では、被害児童生徒

及び加害児童生徒への指導と、児童生徒同士がお互いの行為について謝罪する場合の注意点を列挙しております。

以上、いじめが起きた場合の対応方法につきまして、調査手法について具具体化した点は、現行のいじめ防止基本方針と異なる点でございます。

次に 15 ページ目を御確認ください。「9 特に配慮が必要な児童生徒」につきましては、障害がある児童生徒や海外につながりを持つ児童生徒などの支援について記載しております。

また、15 ページ、下の部分にございますが、「10 保護者や地域住民との連携」では、学校は、地域や保護者と連携して、いじめの防止に対する対応を行うということについて明記させていただいております。

16 ページ目を御確認ください。「11 関係機関との連携」においては、「(1) 警察との具体的な連携方法」につきましては、警察と連携すべき事例や連携手段を挙げております。

また、17 ページにございますが、「(2) 児童福祉課及び児童相談所との具体的な連携方法」は、被害児童生徒や加害児童生徒に福祉的な支援が必要であると考えられる場合におきまして、児童福祉課と適宜連絡し、場合によっては、児童福祉課から児童相談所と連携して支援することというふうな内容を記載させていただいております。

17 ページを御確認ください。情報提供、「12 情報提供」では、教職員は、いじめについて明らかになった事実について、保護者へ情報提供する際の手法について記載しております。

また、18 ページを御確認ください。「13 防犯カメラ等の整備」につきましては、学校に設置している防犯カメラについて、いじめの事実確認のために使用する際の手法について記載しておるものでございます。

同じく 18 ページ 「第3 いじめ重大事態の対応 14 いじめ重大事態の対応」「(1) いじめ重大事態の意味」につきましては、いじめ防止対策推進法上でのいじめ重大事態の定義を確認しまして、いじめ重大事態に当たる具体的な事例について列挙いたしました。

次に、ページが飛びますが、20 ページを御確認ください。「(2) いじめ重大事態に対する適切な対応」では、いじめ重大事態発生の疑いを把握した

場合、学校と教育委員会事務局の対応方法につきまして記載しておりますが、調査主体は教育委員会事務局が決定することとし、原則として、教育委員会事務局が調査することとさせていただいております。いじめ重大事態に関する調査については、学校が調査を行う場合はいじめ防止校内対策委員会で、教育委員会事務局が調査を行う場合はいじめ・不登校対応委員会で調査の方法や今後の方針について決定し、調査していくことというふうにしております。

22ページを御確認ください。「(3) 調査結果の提供及び報告」では、調査の結果につきまして、被害児童生徒及びその保護者や市長への報告について明記したものでございます。

同じく22ページ、「(4) 28条調査の結果について報告を受けた市長による再調査及び措置」につきましては、市長が、いじめ重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態が発生することを防止するために必要と認められる場合は、再調査することができ、その結果について議会に報告することとしています。

同じく22ページ「(5) 調査結果の公表」につきましては、いじめ重大事態の公表について、様々な状況を総合的に判断して、公表の判断をすることというふうにしています。

23ページを御確認ください。「15 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項」につきましては、今後、法の改正や本市の環境の変化により、本基本方針を見直すことや、必要な措置を講ずることについて明記しているものでございます。

以上、駆け足でございましたが、改訂いたしました香芝市いじめ防止基本方針（案）の御説明とさせていただきます。

○ 三橋市長

はい、ありがとうございます。

ただ今の説明を受けまして、各委員から御意見をお伺いしたいと思います。

御意見ございますでしょうか。

○ 青木委員

まず、全体的なことからお話をさせていただきたいと思います。いじめは、命に関わる大きな問題ということで、根絶せねばならないという市長の大きな思いが読み取れるわけでございます。ただ、この方針全てにざっと目を通

しますと、これが誰に向けて提示されているのか、まあどういうことなのかと言いますと、例えばですね、「いじめに対する適切かつ迅速な対応」という、10ページのところがございます。ここには、家庭教育とか、学校教育っていう教育というよりも、犯罪捜査の様相になっているなということを感じて、そこは気になります。非常に重大な事案ですので、きちんとした正しい対応が必要だということはもちろん理解できます。ただ、処理手順とか中立性、客観性を保つ方法など、マニュアルとしての記述が非常に目立っています。ここでは、保護者向けへの安心安全な学校、そして「先生に守られている」とか、「学校に守られている」また「行政に守られている」いう安心感よりもですね、法律にのっとっているための手續っていう、マニュアル的なところが非常に目立ちます。そしてですね、子どもたちがそれを目にした場合というのは、また目的が変わるものではないかというのが少し、これはまた、各箇所のところで話をさせていただきたいんですけども、要は、いじめが、絶対許さないということから、どうしても懲罰的なことが大きく言われるわけでございますが、子どもたちは小学校で6年間、中学校で3年間、また、小中学校合わせて9年間は、その子どもたちみんなが、そこで色々なことを学んでいく場でございます。ということは、そういった事案が発生してからも、その子どもたちのそこには学校生活を送っていくことが必要となってくるわけです。ですから、私先ほど全体の中でですね、香芝市の教育大綱（第三期）のところで「地域の」って言いましたが、地域は本当に、中には一生、生まれて亡くなるまで、その地域でずっと過ごす方もおられます。何度も転居される方もございますが、その一時期、必ず、そこで座って、そしていろんなことを学んでいくという必要性から、単にいじめが白黒はっきり付ける、これももちろん大事でございますが、それだけでは終わらないところに教育の意義があると思いますので、この文章をそのまままでいきますと、非常に誰に向けてのものであるか、これで安心感が得られるのかどうかっていうのは難しいかなっていうのを思うところでございます。その辺りについて、詳しく回答いただければありがたいので、よろしくお願ひします。

○ 三橋市長

一旦事務局から回答お願いします。

○ 事務局

はい。御意見いただきまして、ありがとうございます。

本方針につきましては、いじめ事象に対しまして教職員の方々ですとか、

学校及び香芝市が取るべき対応の内容をできる限り具体的な、具体的に明記させていただいたものでございますが、児童生徒やその保護者を含めた関係者の方々にも向けた方針でございます。

また、いじめ防止対策推進法、文部科学省の「いじめの防止等のための基本的な方針」ですとか「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」があった上で本方針を定めるものであるため、概括的な記載にとどめるのではなく、教育委員会及び学校等の関係者がいかなる対応をすべきであるかということにつきまして、可能な限り具体的に記載することによって、いかなる場合に、いかなる者が、いかなる時期に、いかなる行動をすべきかということが、その記載そのものから看取することができるようにしておるものでございます。正に法律で求められている手続を履行することによりまして、児童生徒が学校や教職員に守られているということにもなるのではないかというふうに考えております。以上でございます。

○ 三橋市長

青木委員のおっしゃる「犯罪捜査の様相を呈している」とはどの部分を見ておっしゃっているのですか。

○ 青木委員

懲罰もそうなんですけれども、防犯カメラなんかにも、その証拠としてという部分が非常にあるわけでございます。確かに、守るという、見守るという部分での立場と、それから、加害者が、犯人という言い方は良くないですね、加害者を取り締まるための証拠というように考えるのでは、少し私はニュアンスが変わってくるように思います。ですが、いろんなことをやっていく中で、どうしても必要なことっていうのはあると思います。だから、犯罪捜査って言い方をしますと非常にあれなんですけれども、加害者が非常に悪いことをした、確かにいじめは良くないことです。けれども、悪いことをしたから、それを取り締まるためにどうすればいいのか、実態を明らかにするのと、少し違うように、それは思います。ですから、私何度も言うようですが、その子たちのそれからの後があるんだっていうこと、そこに教育があるのではないか。だから、これは全く否定をしているわけではないんです。だから、具体的なことを実際に起こってどうしたらいいんだっていうことを、具体的に詳しく書いていただいているが、方針の部分とマニュアル的な部分は分けて考える必要があるのかなって思います。

○ 三橋市長

市町村で定めるいじめ防止基本方針というのは、方針という名前なんですが、けれども、具体的な行動計画に近いような、それを見て、現場の教員がどのような行動を、いかなる場合にですね、取るべきかっていうのが、それを見て読み取るものでないといけないという指摘が数々の第三者委員会の調査報告書、あるいはいじめ関係の報告、研究書等にもですね、再三にわたって指摘されておりますので、具体的に記載しようとしている部分については、私はむしろ望ましいのかなというふうに思ってございます。

一方でですね、私はいじめを根絶するというふうには全く思ってませんで、いじめというのは、特にいじめ防止対策推進法にいう「いじめ」というのは、これは不可避的にですね、日常の学校生活を送る上で必ず発生するものというふうに考えてございます。ましてや、青木委員がおっしゃったように、いじめを根絶するというところについては、少し語弊がありますので、訂正させていただきますけれども、いじめを積極的に認知をした上でいじめについて適切に対処していきましょうというのが法の趣旨ですので、それをまず、積極的に認知をするというところが大事なのが踏まえているところです。その上で、認知をして、特に重大事態も含めてですけれども、真相を解明していく、事実関係を解明していくという義務が学校若しくは市に対して求められているわけです。その中で、全く犯罪捜査とは関係のないところでございまして、真相を解明していく、事実関係を明らかにしていくという義務が、学校及び設置者に求められている以上、それに資するような対応は当然していくべきなんだろうと思います。

第三者委員会で重大事態の定義、皆さん御存じかと思いますけれども、重大事態が、本市で何件ですか。今まで何件ですか。3、4件くらいしかないのかな。

○ 事務局

はい。

○ 三橋市長

なので、重大事態の定義をしっかりと読み込めば、法の施行から今まで3、4件に当たるはずがない。私も今まで個別ケースにおいて報告を受けましたけれども、これはいじめ認知した上で、重大事態に当たり得りますよねという話を何度もあったけれども、なかなか教育部の方で認識が足りないというところで、認知が遅れていた、対処が遅れていた、そのため保護者の不信感を買っていたというような事例もございまして、具体的な中身をしっかりと現場の教員の方がこれを見てどう行動すればいいのかっていうのが、

読み取れるものであることが望ましいというのは、いろんな調査報告書で指摘されているところなんですね。通り一遍のことで、いじめを許すべきではないとか、被害者に対して「自分が悪いのではないですよ」と言ったりとか、加害者に対しても、何て言いますかね、「いじめは許されないんだよ」というふうに指導するというような通り一遍のことを書いたとしても、現場の先生、それを見て何をすべきか分かりますかというと、やっぱり分からんんですよ。その辺をしっかりと書いてあげるのが、文科省の方針があって、ガイドラインがあって、市の方針ですから、具体的なものが求められるんだろうなというふうに思います。

防犯カメラのところで言いますと、事実関係の解明する義務が、法律上の義務として規定されました。その中において、やはり蹴った、蹴らない、たたいた、たたいてない、その辺の事実関係っていうのは、あらゆるいじめ事象に対してかなり争点となってきます。教員も常に目撃しているわけではありませんし、目撃児童がいてない場合もございますし、いたとしてもその信用性についての判断っていうのは別れるところです。その中で、第三者委員会が設置された場合に、かなりの費用が掛かります。会議を開くだけでもそうですし、開いていない調査段階でも、報酬の支払でいうとかなり高い、1時間に1万円、2万円とか時給が発生する方々を雇わないとガイドラインにも書いてますから、そういう中でやりますと、他の自治体で今何が起こっているのかと言いますと、いじめの重大事態になりました、第三者委員会を設置しました、それでいじめの事実関係を明らかにするために学年児童全員に聞き取りをする、あるいは教職員全員に聞き取りする、それで分かればまだましなほうで、分かりませんでしたというようなことがあります。これは、児童にも、教職員にもかなり負担、そして、被害児童側、加害児童側もそうです、事実関係というのが曖昧になった状態で調査報告書が出てこざるを得ないというのがたくさんある中で、調査にかなりの人的資源を投入しますから、費用で言うと、1事案で500万円、1000万円掛かるような事例っていうのがあるんですね。これは国の補助一切入りません。そうなったら、その重大事態が発生してしまうとそれだけの費用が掛かる、本市にはその費用がありませんので、それを、やはり費用を抑えるためにも、学校という、ある種学校の関係者に、学校という限られた空間ですけれども、学校という、ある意味関係者にとっては公的な場、特に教育部については、やはり教員の目が行き届いているわけではありませんので、防止をするという効果、そして、もし万一発生した場合には、客観的な事実ですね、誰が見ても納得していただけるような調査ができるような体制を整えていくべきであるというふうに思っています。

一方で、やっぱり、どこもかしこも防犯カメラを付けて、監視社会だみたいになんて、それは良くないです、防犯カメラの数であったりですとか、運用ですね、誰でも見れてしまうという、そんな運用は良くないと思います。それは別の話としてしっかりと対処をしていかないといけないと思いますけれども、今いじめの重大事態等でかなり問題となっているのは、第三者委員会で事実解明するために多額の費用を要する事案がかなりあるというところを、本市がまだ3件しか認定していないということですけど、重大事態の定義を見ると、3件にとどまるはずないので、重大事態の認定も少し消極的になっているのではないかなどいうふうにも、そういうところでございますので、その辺りは御理解いただきたいなというふうにも思ってます。

もちろん、委員のおっしゃるように加害者を糾弾すればいいというものでは絶対ないと思います。教育的にですね、可塑性豊かな若年層を立ち直らせていく、また、いじめに関しては、被害児童と加害児童を入れ替わり立ち替わり立場が逆転するってことはよくあることですので、そういった意味で教育的なフォローっていうのは重要だと思います。ただ、いじめ防止対策推進法において、その後のフォローっていうところについてまでの記述っていうのは、いじめ防止対策推進法の枠の中では、特にですね、いじめ防止に係るところについてはありますけれども、その後の教育的な部分については、一般的の教育の中で行っていただくのであって、いじめ防止対策推進法の枠の外に出てしまうかなという問題があります。ただ、委員のおっしゃることも、もっともあると思いますので、その辺り、どこまで加害者に対してのフォローをするんだっていうのは、また検討していただければと思います。

その点、教育長から何か御意見はありますか。

○ 小西教育長

今、市長の言われたようなこと、いじめ事案が発生した時にどういうふうに対応していくかっていうことが大事であって、そしてこの青木委員が言うように、やっぱり加害者、被害者の両方を教員がしっかりと配慮、ここを大事にしていかなあかんってことが第一であると思います。

○ 三橋市長

ほかに、御意見ございますでしょうか。

○ 田中委員

このいじめ防止基本方針を端から端まで拝見しました。先ほどの青木委

員の1番冒頭の「誰に向けてその方針を」という部分に重なる部分なんですが、確かに、新たにこういうふうに書いていただいているのは分かります。ただ、この中で、いわゆる基本的な方針の部分と、中に懲罰の部分が一部記載されています。それからその後に、全体的な運用のマニュアル的なものが何時間以内とか、具体的に書いていただいてます。その中で、本来、私個人としては、やはり市民皆さんに、方針というのは基本的にはまず、見ていただくものであろうなと。その上でですね、その具体的な部分というのは、例えば、先ほど市長が言われたように、具体的に、例えば教育部、それから今お越しの皆さん、ここにおられる皆さん、それから学校の現場、そういう部分で例えばこういう時間軸の中で具体的に記録を残していくください、行動を起こしてください、というものであるべきなのかなというふうに思います。それで、一番私として懸念するのは、ここに具体的な期間であるとか、懲罰が載っているということなんですけれども、だいたい、私の感覚から言いますと、いわゆる規則であるとか、例えば団体があつて会則があつて、そこに懲罰規定がある、こういう部分っていうのは、多々あるものでございます。ただ、基本方針の中で、こういうことをうたうというのは、いかがなものかなというふうに思っております。

また、香芝市の中では、市の中での懲罰規定がありますから、基本的にはその形にのっとって運用すべきものではないのかなというふうに思います。そういう部分ですね、少し具体的な、分けることが必要でないかと、懲罰規定について少しの懸念があります。

で、特にですね、私読んで思ったんですが、この奈良県の方針、いじめ防止基本方針というものがあります。これを見させていただいたら、香芝市のものと違って、非常に読みやすいです。ですから、逆に言えば、ここマニュアル的なものっていうのは、例えば香芝市独自の方針は、方針として決める。その上でですね、この奈良県の基本方針について、例えば香芝市としては具体的にどういうマニュアル運用をするというような形のものを作られた方が理解しやすいのではないかというふうに思います。私個人的に読んでても、かなり行って返ってせんとならんので、非常に読みづらいのが事実です。私のほうからは以上です。

○ 三橋市長

はい、では、事務局から何かありますか。

○ 事務局

御意見いただきまして、ありがとうございます。

まず方針やマニュアル、懲戒処分を別々のものにすべき・・・。

○ 三橋市長

あ、懲罰ではなく、懲戒の話ですか。

○ 田中委員

あ、そうそうそう。

○ 三橋市長

懲罰といったらね、加害児童に対する懲罰・・・。

○ 田中委員

ごめんなさいごめんなさい、懲戒です。

○ 三橋市長

じゃあ、懲戒の話ですね。

○ 事務局

別々のほうにしたほうがといった御意見につきましては、先ほど市長が御説明させていただいたとおりの回答になるかと考えております。

また、「懲戒処分」の件につきましては、そもそも地方自治法に定められておりまして、それを香芝市としては、方針としてまとめているため、その方針に抵触しない限りは問題ないと考えてございます。以上でございます。

○ 三橋市長

はい。ほかに御質問ございませんでしょうか。

○ 中尾委員

私も全体的なことでいくつか御質問させていただきたいんですけど、先ほど青木委員が御質問に市長がお答えくださった内容で、何か、質問が変わっていっている部分がございますけれども、この方針の中で子どもたちを守ることと、いじめを早い段階で見つけて守るような体制を作るといったことをすごく感じています。で、やっぱりそのいじめの積極的認知というところが、私の中でちょっと、ピンときていない部分が結構大きくて、未然に止めないといけない、どの時点でいじめと認知しないといけないのかについて、大事なことなんですけれども、その辺りはやっぱり、先ほどおっしゃったカ

メラの話であったりとか、警察と連携するとか、ちょっと、子どもたちの学校生活の中に溶け込まないと言ったら変なんんですけど、ちょっと犯罪行為、先ほども犯罪捜査といったところがあるので違和感があるというふうにおっしゃられていたんですけれども、ちょっと、子どもたちの健やかな学校生活の中にそぐわない印象があるなど感じてしまったというのは正直なところです。で、やっぱり、いじめを特定した後に、加害者、被害者にどういうふうに対応するかという部分の体制作りに関しても、ぱっと読んだ感想としては、ちょっと家庭とか、先生とか、子どもとか、当事者などの身近な人間関係を超えて専門的な領域に入って、届かないところにいってしまうような危惧を感じています。その辺りについて、もうちょっと、子どもに身近なところ、親が何とかできるところ、先生が何とかできるところに落とし込められたらいいのになと考えているんですけども、すみません、その辺りのことについても何か意見をいただければと思います。

○ 三橋市長

はい。何かありますか。

○ 小西教育長

今の中尾委員さんの意見について、私自身教師として、そして今、この立場としておらせていただいて、今香芝市内の学校で見せていただいて、何を感じるかと言いますと、家庭に教育力がどれだけあるか、それから、教師がどれだけの指導力があるか、それから、今ここで教師であられた方がおられますけれども、先ほど市長からいじめの重大認定がなかなか少ないと意見がありましたけれども、我々は「これはいじめ重大や」ということが聞きたいけれども、なかなか報告がなかつたり、いじめに感じない学校の職員であつたりっていうところが多々ございます。その辺り、保護者も自分とこの子どもさんがちょっと何かあった時に、一方的に一生懸命訴えるんですけども、昔の方は、自分のところの子どもも悪いけれども、相手の子どもさんに迷惑を掛けたなあという思いがたくさんあります。そのところがものすごく薄れます。この世の中の中で、もしかしたら、こういうふうに、縛るんではなくて、このような形をしっかりと整えながら、先ほど青木委員さんがお話をされたように、やっぱり両方の子どもたち、被害、また加害であったお友達両方を守るのが教育の一番大事なところであるので、本当に今も意見を聞きながら、まだ自分も迷うところがございますけれども、今の時代の中では、こういうふうにきっちと立てることも一つなのかなということは感じております。

○ 三橋市長

中尾委員のおっしゃった「警察との連携」のところは、やはり法律にも書いてますんで、やっていかないといけないところです。今までの事案の中ではやはり指摘されているのは、「学校は警察じゃないんだ」あるいはそういう「警察官じゃないんだ」と言う発言があって、全く調査をしない、あるいは、警察への通報に対して非協力的な姿勢があったというところで、やはり何でもかんでも警察に通報しようとしているのではないので、その犯罪ですよね、蹴ったり暴行、あるいは窃盗、財産等も含めて、大きな被害をもたらすような態様のいじめ行為については、これは犯罪ですので、公務員も告発義務がございますし、警察への連携も法律に書いてある以上やっていくというふうにしないといけないと思います。一方でですね、通報に至らない、犯罪ではないものについても何でもかんでも警察にやるという、これはおかしいってな話であって、これは学校の中で、教育の中で解決してくださいというところになりますんで、これは委員の御指摘ももっともかなと思います。一方で、やはり、蹴ったり、殴ったりとかいうところ、「いやこれ学校の中での出来事ですから」といって、今の時代教員がそれを言ってしまって、だいたい大きな問題に発展してしまうということがかなりございますので、そこはやはり円滑にするようにすべきかなと思います。

今もですね、警察もいじめ防止対策推進法ができてから、いじめ関係に対しての理解が警察でも進んでまして、警察というと、個人の責任を追及する、いじめを追求する機関だと思われるがちかも分かりませんが、警察は警察で児童相談所とも連携すると、少年課とかあってですね、やるようになってるんで、何でもかんでも刑事責任を追及するというとはなってないと。その上で、警察だけじゃなくて、児童相談所に対しても通告義務っていうのが児童福祉法上ありますので、これもやっていく上で、そこはいじめとは全く別の、非行少年の枠組みの中で対処していかないといけないという中で、子ども家庭部また県ですね、児童相談所と連携という実態があるかと思います。

○ 三橋市長

事務局から何か、大丈夫ですか。

○ 事務局

はい、大丈夫です。

○ 三橋市長

ほかに御意見はございますか。

○ 田中委員

いじめの認知の件について、少しお話したいと思います。香芝市の教育委員会では、従来より積極的にいじめ事案を認知していくという方針の下で、この数年、学校現場のほうでやっていっております。その中ですね、香芝市特に2ページ目、4ページ目の香芝市の認知件数が相対的に多いというふうな、基本、書きぶりになっております。これって言うのは、先ほど言いましたように、「積極的に認知していこう」という方針の下に、件数が結果として多くなっています。この部分に関して、文字だけで、なつかつ、例えば第2の1のところで「軽微なものも積極的に認知する」それに対して2ページ目の2のところで、普通のいじめの部分と重大事案の部分を挙げていただいております。こういう部分に関しては、文字だけで書き、なつかつ、関連はあるんですけども、文章の違うところで具体的な数字を挙げた場合に、少し、頑張ってというのはおかしいんですけど、積極的に認知していくほど、してやった結果が数値として一人歩きする可能性があるのかなというふうに懸念しております。そういうことでですね、文部科学省の方針であって、香芝市の教育委員会としてどういう行動を、その結果としてどういう数値になっている、そういうものをですね、例えば、いろんな数値と共にですね、例えばここに表として挙げてもらうことはできないのかと。文字ですと、なかなかそういう部分というのは、行って返って、先ほども言いましたけど、行って返って読めば理解できるんですけども、なかなか、あの、ちょっと、難しいところで、認知件数だけが一人歩きするんじゃないかなというふうな懸念を少し持っております。

○ 三橋市長

表の記載をさせていただくというのは、より見やすくなるところで、私もそれが良いと思います。

また、数字が一人歩きしないかと、多分、委員がおっしゃっているのは、香芝市はこんだけいじめがたくさん起きるような学校を抱えているということだと思いますけれども、それは文部科学省の方針にもそういうとおりですね、積極的に、その上で適切な対応をするというところを、市民の皆さんにもしっかりと、分かっていただいて、その不安を払拭する広報をしなさいということは文部科学省にも方針として記載されておりますので、これはしっかりとやっていっていただいと。多分5ページの上3行目辺りに書いています。それは積極的に広報を含めてやることだと思います。

ほかに御質問はございますでしょうか。

○ 中尾委員

いじめの定義等について、2点お聞かせいただきたいんですけれども、2ページの「1 いじめに関する基本理念」において、「軽微な事案であると思われるものに関しても積極的に認知し…」と書いてありますけれども、これって小学校の低学年の児童も含めた対象でってことになるかと思うんですけども、このいじめの定義の事案っていうのは、やっぱり年齢によっても、どれくらい問題視すれば良いのかというのが難しいところなのかなと感じています。さっきのほうの説明でも、どれもこれもいじめとして取り扱ったらきりがないというお話もされていたかなと思うんですけども、本当にどれくらいの言葉がいじめとしてアンテナを張るべきなのか、この部分がはつきり分からないと、やっぱり親にとっては、いじめられているということに関しては、すごく過敏になるかと思いますし、「これくらいやったら大丈夫」と見過ごしてしまうことにもなりかねないなと思っていて、特にその、学年の低い、年齢の小さい子どもたちに対しても、この軽微な事案の認知っていうことについて説明が難しいのかなというふうに考えています。

あともう1点が、3ページの「いじめの定義」のところの、「(1)いじめ防止対策推進法の規定」というところの、3段落目くらいのところなんですが、「被害児童生徒と加害児童生徒が顔見知りでないなど一定の人的関係がない場合や、加害者が児童生徒でない場合等については、いじめの該当性が否定されることになる。」と書いていて、いじめる方といじめられる方が直接的な関係がない限りは、いじめと認定されないという解釈でいいのでしょうか。その部分に関してすみません、最近のニュースで自分が手を下さなくても、自分の友達とかに「あの子をいじめて」とかで間接的に被害を、加害するパターンも最近増えているなというふうに感じていて、そこの辺りのいじめの該当性について整理するって難しいのではないかなという気に感じています。それに関して何か御意見をいただければ。

○ 三橋市長

いじめというのは、基本的に、私は何でもかんでもいじめ認知していってはいけないという感じではなくて、何でもかんでも警察に通報していってはいけないというのだと思います。いじめの定義というのは、一般的な認知されているいじめの用語の定義よりもかなり広いと思います。いじめ防止対策推進法上は基本的にですね、法律の規定されている内容又は文科省が出されているような指針の定義に該当するものについては認知しなさいと

あります。もちろん低学年とかも含まれています。ですので、基本的にはそれはいじめではないですよねっていうような事案があんまりないんだと。多分、一般的な感覚と比べるとですね。で、それを踏まえてですね、認知をしたけれども、具体的な対応が要りませんというようなケースというのは多分あると思います。香芝市でも、今、認知件数を踏まえると、どれもこれもすごく丁寧な1から10までやってっていうものではないんだろうというように思いますので、まず認知としては、いじめの定義には該当するんだろうという方向で考えなさいよというのが文科省の定めてる方針でも通達されていますので、それを、その方向で落とし込んでいると思います。あと、いわば間接的ないじめ行為っていうところが、間接的な行為であってもいじめ行為に該当しますので、これは一定の人的関係があるというところで、もちろんいじめに該当するだろうと思います。多分、当たらないという解釈は取り入れないと思います。

ほかに、御意見御質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

今日、具体案をですね、既に見ていっていただいていると思いますけれども、今皆様方の今日の意見を踏まえましてですね、まだまだ研究していただくところもあると思います。なかなか、正直、いじめ防止対策推進法も、認知度の高い法律ではありませんので、また、今日を機会にですね、見ていただきまして、その上でまた御議論いただけたらなと思います。

また、具体的な記述については、やはり修正すべき点も今の段階ではあるかなと私も思っております。例えば21ページの上から5行目辺りですね、「原則としていじめ重大事態を把握してから5日以内に委員会を開催する」という、これ、第三者委員会に任命というのは、かなりハードル、ハードルというか、手続を要しますので、なかなか時間的に厳し過ぎる時間的な制限かなと思いますので、ちょっとまだまだ、細部についてはですね、修正をしなければいけないと思っています。

また、今日いただいた、特に青木委員がおっしゃったような、加害児童生徒に対しての教育的なアプローチっていうのは、そういういじめの対応中はもちろん記載されているわけですけれども、その後においての教育的な記載をここにすべきなのかどうか、これについてもやはり検討していただく必要があるのかなと思います。結果としてここではなくて、一般的な教育の中に落とし込むっていうも一つであるので、これはまた事務局のほうで検討をしていただければなと思います。

教育長、何かございますか。

○ 小西教育長

たくさん御意見いただいて、しかしまだまだ今日発言したかったこともありますかと思います。そのことについては、私のほうでまた伝えるようにしますので、お伺いできたらと思いますのでよろしくお願ひします。貴重な御意見たくさんいただきまして、今後についてもよろしくお願ひしたいと思います。

○ 三橋市長

それでは、本日のところは、この程度とさせていただいて、最後に事務局から総括というところで、次回の開催予定も含めて御説明をお願いいたします。

○ 事務局

事務局から 2 点ございます。

先ほど、重大事態の認定件数について、私ちょっと 3 と言ってしまいましたが、令和 4 年度以降は 1 件、令和 5 年は 3 件、令和 6 年は 1 件というふうになってございます。ちょっと、こちらの誤りで訂正させていただきます。

○ 三橋市長

5 件くらいということですね。

○ 事務局

はい、5 件です。申し訳ございません。

で、もう 1 点ですね、次回の予定でございますけれども、先ほど三橋市長のお言葉にもありましたとおり、本日の御意見等を踏まえまして見直しました大綱といじめ方針それぞれにつきまして、再度御確認いただくためですね、令和 7 年 8 月頃に第 2 回会議を開催させていただきたいと思います。改めて日程調整につきまして、させていただきたいと思いますので、その点、何とぞよろしくお願ひいたします。以上でございます。

○ 三橋市長

はい、ありがとうございます。

まだまだ、本日、言い足りないこと等あるかも分かりませんが、教育長のほうでも取りまとめてですね、教育部と市長部局のほうで擦り合わせをして、第 2 回の会議に望んでいただきたいと思います。

本日はこれにて、会議を終了させていただきたいと思います。本日はお忙しい中ですね、皆さんありがとうございました。

○ 一同

ありがとうございました。

閉議 午前10時38分

以上、会議の顛末を記載し、その事実に相違ないことを証し、署名する。

令和7年12月 1日

香 芝 市 総 合 教 育 会 議

市 長 三 橋 和 史

教育長 小 西 友 吉